指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業
利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

株式会社　ケアあおもり
ヘルパーステーション　きらら
〒０３０－０９６２
青森市佃１丁目２２－３
電　話　０１７－７４２－５２５２
ＦＡＸ　０１７－７１８－７９７７

指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」といいます。）と株式会社ケアあおもり「ヘルパーステーション　きらら」（以下「事業者」と言います。）は、事業者がご利用者に対して行う指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業について次の通り契約します。

（契約の目的）

第１条　事業者は、介護保険法令の趣旨に従って、ご利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業を提供し、ご利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間等）

第２条　この契約の期間は、契約日からご利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。

２　契約満了日の７日前までに、ご利用者及び保証人より事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（訪問介護計画・介護予防訪問介護計画）

第３条　事業者は、ご利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護支援専門員が作成した「居宅サービス計画書」「介護予防サービス・支援計画表」に沿って「訪問介護計画書」及び「介護予防訪問介護計画書」を作成します。

（指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の内容）

第４条　ご利用者が提供を受ける指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の内容は「訪問介護計画書」及び「介護予防訪問介護計画書」に定めた内容について、ご利用者及びご家族に説明し、同意を得ます。

２　事業者は、サービス従事者を居宅に派遣し「訪問介護計画書又は介護予防訪問介護計画書」沿ってサービスを提供します。

３　第２項のサービス従事者は、介護福祉士又は訪問介護員養成研修１、２級課程を修了した者です。

（利用の中止、変更、追加）

第５条　ご利用者が、事業者に対して、利用期日のサービスに利用の中止を前日　　の午後５時までに連絡頂きますようお願いいたします。

２　利用者は、訪問介護サービスの利用変更を申し出た場合は、介護支援専門員と打ち合わせの上、新たな訪問介護計画書又は介護予防訪問介護計画書サービス

の利用限度額の範囲内で変更することができます。
なお、利用限度額を超えた分は全額自己負担となります。

3　事業者は、第２項に基づくご利用者からのサービス利用の変更、追加の申し出があった場合は、介護支援専門員に連絡等をし、利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとする。　　a　事業者が正当な理由なく、「訪問介護計画書」に定めるサービスを提供せず、ご利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしない場合。

b　事業者が守秘義務に違反した場合。

c　事業者が、ご利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどの事由が認められるとき。

d　ご利用者が介護保険施設等に入所した場合。

（利用者の解約権）

第６条　利用者は、下記の理由等により事業者に対し 7 日以上の予告期間をおいて文書で通知を行いこの契約をする解除することが出来ます。

2　利用者の急変などで入院などやむを得ない事情がある場合。

3　利用者が介護保険施設等に入所した場合。

4　事業者が正当な理由なく、利用者に対し居宅介護サービスに定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しない場合。

5　事業者が第 12 条に定める守秘義務に違反した場合。

（事業者の解約権）

第７条　事業者は、ご利用者に対し、この契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7 日間の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

2　事業者は、ご利用者が「訪問介護計画書」にないサービスを要求して、事業者の再三の説明にもかかわらず改善の見込みがない場合は、文書によりこの契約を解除する。

3　ご利用者が、事業者に支払うべき利用料の自己負担分を１ヶ月以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、３０日の期間を定めて、期間内滞納額の全額の支払がないときは、この契約を解約する旨の催促をする。

4　事業者は、3 項の措置を講じた上で、期限内に滞納額の支払をしなかったときは、文書をもって今契約を解約する。

（契約の終了）

第８条　次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

2　ご利用者が亡くなった場合

３　第６条に基づき、ご利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
４　第７条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
５　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむお得ない事由により事務所を閉鎖した場合。
６　事業者が指定を取り消された場合又は事業所を廃止した場合。

（料金）
第９条　ご利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位ごとの料金を基に計算された月毎の合計金額を支払います。

（利用料の支払等）
第１０条　利用料負担額分を事業者は、ご利用者に対して１ヶ月ごとに計算し、利用者に対して翌月１０日までに請求書を送付いたします。
２　ご利用者は、当月の料金の合計額を翌月２５日迄に、（持参・現金集金）の方法で事業者に支払います。
３　事業者は、ご利用者からの料金の支払いを受けたときは、ご利用者に対し領収書を発行いたします。

（賠償責任）
第１１条　事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

（秘密保持）
第１２条　従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
２　従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らす事がないよう、従業者である間及び従業者でなくなった後においてもこれらに者の秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
３　事業者は、ご利用者の個人情報を用いる場合は、ご利用者又はご利用者の家族の個人情報を用いる場合はご利用者又はご利用者の家族の同意を得ない限り、ご利用者又はご利用者のご家族の個人情報を用いません。

（相談・苦情対応）
第１３条　事業者は、ご利用者又はご家族から相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業に関するご利用者又はご家族様より

相談・苦情等に対応します。

２　事業者は、ご利用者又はご家族より苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

（サービス内容等記録作成・保存）

第１４条　事業者は、ご利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容等の必要事項を書面に記載し、ご利用者に確認印を頂きます。

２　事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から２年間保存します。

３　ご利用者は、事業者に対し、いつでもサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際しては、事業者は利用者に対して、実費当額を請求できるものとします。

（緊急時の対応）

第１５条　事業者は、現に指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の提供を行っているときにご利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

（身分証携行義務）

第１６条　サービス従事者は、常に身分証を携行し、ご利用者又はご利用者のご家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

（連携）

第１７条　事業者は、指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の提供にあたり、介護支援専門員及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

２　事業者は、介護支援専門員より依頼があったときは、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。このときは、ご利用者の同意を得ます。

３　事業者は、ご利用者より契約の終了の申し出があった場合には介護支援専門員に連絡をいたします。

（裁判管轄）

第１８条　この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、ご利用者及び事業者は、ご利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

（本契約に定めのない条項）

第１９条　ご利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

２　この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し事業者、ご利用者が誠意をもって協議の上定めます。

ヘルパーステーションきらら

契約内容同意書

株式会社ケアあおもりは、指定訪問介護・指定介護予防訪問介護相当事業サービスの事業者として、ご利用者・代理人の申込を受託し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。また、本契約を証するため、利用者・代理人及び事業者は署名のうえ本契約書を２通作成し、利用者・代理人及び事業者が各１通保有します。

事業者はヘルパーステーションきららはまだて利用開始にあたり、契約内容について＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様に説明いたしました。

契約締結日：令和　　８年　　１月　　15 日

事業者	事　業　所 所　在　地	〒０３０－０９６５ 青森市松森３丁目１７番１１号
	事業者名	株式会社ケアあおもり
	代表者名	代表取締役　安田　真弥
	事業所名	ヘルパーステーション　きらら
	介護保険 事業所番号	０２７０１０４６７２
	電話番号	０１７－７４２－５２５２
	FAX 番号	０１７－７１８－７９７７
	説明者	福井　真美子

私は、本書面により、事業者からこの契約書に基づく指定訪問介護・指定介護予防訪問介護相当事業サービスの利用の契約内容について担当者から説明を受け、本契約内容について同意します。

同意日：令和　　年　　月　　日

【利用者】住 所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人】住 所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄　　）

連絡先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿